

代理店勧誘方針

【基本方針】

- ◆ 法令等を遵守することを最優先するとともに、契約者間の公平性に配慮し、適正な営業活動を行います。
- ◆ お客様のプライバシーに配慮しつつ、お客様の立場に立ってその意向を尊重し、誠実な営業活動を行います。
- ◆ 生命保険のプロフェッショナルとして、知識修得・能力向上に努め、常に最善のサービスを提供します。

1. 法令等を遵守します

- (1) 保険商品の販売等に係る勧誘にあたっては、法令、会社の方針、規程、手続き等（以下、「法令等」といいます。）を遵守することを最優先いたします。
- (2) 生命保険募集人に対する法令等の遵守に係る教育・指導の徹底をはじめ、法令等遵守体制の強化に努めます。

2. お客様にとって最適な商品をご提案します

- (1) 保険商品の販売等に係る勧誘に際しては、お客様の加入目的、収入・資産やご家族の構成等に照らして、最適な保障内容・妥当な保障額の商品をご提案するよう努めるとともに、会社の定める基準等に即した運営管理を徹底し、契約者間の公平性に配慮します。
未成年者、特に15歳未満を被保険者とする生命保険契約については、会社が定める保険金額に基づき保険商品を適正に募集するよう努めます。
- (2) 外貨建の保険、変額年金保険等、リスク性商品を販売する場合には、お客様の加入目的や投資経験・年齢・知識・財産・収入の状況等に十分留意し、お客様のニーズに合致した商品をご提案するよう努めます。

3. 勧誘の際にご迷惑をおかけしません

- (1) お客様のお仕事や生活の平穩を害することのないよう、訪問や電話による勧誘の時間帯には十分配慮いたします。
- (2) お客様に対して常に節度ある態度で接し、威圧的な態度や乱暴な言動等をもって著しく困惑させるような行為は一切いたしません。
- (3) 生命保険・損害保険・その他の金融商品を販売する場合には、商品及び引受保険会社についてお客様の誤解を招くことがないよう、明確に区別して取扱います。

4. 重要事項等をご説明させていただきます

- (1) 保険契約の内容及びご契約に関する重要事項については、「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「注意喚起情報」等の書面の交付等により説明を行い、お客様が十分に理解された上でご加入いただくよう努めます。
また、「パンフレット」等の募集資料は、会社の規定に従った適正なものを使用します。
- (2) 生命保険募集人に対しては、定期的に商品内容、お客様に対して説明すべき事項、説明に際して考慮すべき事項及び説明方法等についての研修、勉強会等を行い、お客様に対して十分な説明ができる体制の強化に努めます。

5. お客様に関する情報は適正に取り扱います

- (1) お客様のプライバシーを保護する観点から、お客様に関する情報は業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取り扱います。

保険商品について

当社は生命保険と損害保険の代理店です。

生命保険に関しては、アフラック生命保険株式会社およびアクサ生命保険株式会社の商品を取扱っております。損害保険に関しては、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、セゾン自動車火災損害保険株式会社の商品を取扱っております。

当社では、お客様への保険商品の募集に際して、保障分野毎に当社がお勧めの保険会社を定めています。お勧めの保険会社は経営方針として定めており、適宜、見直しを行っております。

お勧めする

生命保険会社 アフラック生命保険株式会社（アフラック）
損害保険会社 損害保険ジャパン株式会社（損保ジャパン）

<アフラックをお勧めする理由（生命保険）>

アフラックはがん保険において40年以上にわたり、給付金・保険金のお支払いを迅速かつ確実にお届けする取り組みを行っております。また、当社の前身であります宮城交通株式会社において1984年よりアフラックの募集代理店としてスタートし、今日まで長年にわたる販売実績があり、また充実した保全サービス体制を整えており、ご契約後の充実したお客様サービスのためにアフラックをお勧めします。

<損保ジャパンをお勧めする理由（損害保険）>

当社は損保ジャパンの代理店として長年に亘る取引関係があり、相互信頼関係を構築しております。円滑な契約事務手続きを行うため、所属保険会社の中で特に事務に精通している損保ジャパンをお勧めします。

【募集代理店について】

当社は保険募集代理店です。

- (1) 当社生命保険募集人は、お客様と引受保険会社の保険契約締結の媒体を行うもので、告知受領権(※)や保険契約の締結の代理権はありません。

ご契約が成立した後にご契約の内容などをする場合にも、原則としてご契約の内容の変更などに対する保険会社の承諾が必要です。(ご契約の復活、特約の中途付加など)

<※告知受領権>

告知受領権は、保険会社および保険会社が指定した医師が持ちます。保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がなく、保険募集人・募集代理店・生命保険面接士に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりませんので、ご注意ください。

- (2) 当社損害保険募集人は、お客様と引受保険会社の損害保険契約の媒介、または契約締結の代理権を有しています。当社の取扱保険商品によっては、当社の保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知頂いた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願い致します。